甘楽町土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則

［平成２９年規則第　９　号
平成２９年　９月１９日］

（趣旨）

第１条　この規則は、甘楽町土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成２９年甘楽町条例第１５号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（土壌基準）

第３条　条例第６条の土壌基準は、別表第１の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。この場合において、当該土壌基準は、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

（国又は地方公共団体に準ずる団体）

第４条　条例第７条第１項第２号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)　高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第１条に規定する会社

(2)　土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 10 条第１項の規定により認可された土地改良区、同法第 77 条第２項の規定による認可を受けた土地改良区連合並びに同法第 95 条第１項の規定による認可を受けて土地改良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体及び同法第３条に規定する資格を有する者

(3)　土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第４条第１項の規定により都道府県知事の認可を受けた者、第 14 条第１項の規定により設立された土地区画整理組合及び同法第 51 条の２第１項に規定する認可を受けた株式会社

(4)　地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に規定する地方住宅供給公社

(5)　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 10 条第１項の規定により設立された土地開発公社

(6)　独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第１項に規定する独立行政法人

(7)　国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第２条第１項に規定する国立大学法人

(8)　日本下水道事業団法（昭和 47 年法律第 41 号）に規定する日本下水道事業団

(9)　前各号に掲げる者のほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、町長が地方公共団体に準ずる者として認定した者

２　前項第９号の規定による認定を受けようとする者は、地方公共団体に準ずる者の認定申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　定款又は寄附行為
(2)　法人の登記事項証明書
(3)　直近３年間に終了した各事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
(4)　前各号に掲げる書類のほか、町長が必要と認める書類

３　町長は、前項の申請について、土壌の汚染及び災害の発生の防止を適確に行うことができる見込みがあると認めるときは、地方公共団体に準ずる者の認定をするものとする。

（法令等の規定に基づく土砂等による埋立て等）

第５条　条例第７条第１項第３号の規則で定める土砂等による埋立て等は、次に掲げるものとする。
(1)　採石法(昭和 25 年法律第 291 号)第 33 条の認可を受けた採取計画(同法第 33 条の５第１項又は第２項の規定による変更の認可又は届出があったときは、それらの変更を受けたもの。以下同じ。)に係る岩石採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該岩石採取場の区域における埋立て等
(2)　砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)第 16 条の認可を受けた採取計画(同法第 20 条第１項又は第２項の規定による変更の認可又は届出があったときは、それらの変更を受けたもの。以下同じ。)に係る砂利採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該砂利採取場の区域における埋立て等
(3)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第８条第１項の許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第 15 条第１項の許可を受けた産業廃棄物処理施設における覆土又は覆土のために行う土砂等による埋立て等

（許可を要しない土砂等による埋立て等）

第６条　条例第７条第１項第５号の規則で定める土砂等による埋立て等は、次に掲げるものとする。
(1)　農地を改良するための客土で、周辺環境に及ぼす影響がない場合
(2)　非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等
(3)　運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う土砂等による埋立て等

（許可の申請）

第７条　条例第７条第２項の申請書は、小規模特定事業許可申請書(様式第２号)とする。

２　条例第７条第２項第 10 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
(1)　法人にあっては、その役員の氏名及び住所
(2)　施工管理者が通常所在する事務所等の所在地及び電話番号

３　条例第７条第３項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
(1)　小規模特定事業区域の位置を示す図面
(2)　小規模特定事業区域の付近の見取図
(3)　土砂等埋立て等区域の見取図

(4)　条例第７条第１項に規定する許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)が個人である場合にあっては、申請者の住民票の写し及び印鑑登録証明書(市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第１項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。)が作成する印鑑に関する証明書をいう。)

(5)　申請者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書、法人の役員の全員の住民票の写し及び印鑑証明書(登記官が作成する印鑑に関する証明書をいう。)

(6)　申請者が小規模特定事業区域内の全部又は一部の土地の所有権を有しない場合にあっては、当該所有権を有しない土地を使用する権原を証する書類

(7)　小規模特定事業の施工が請負によって行われる場合にあっては、当該請負の契約書の写し

(8)　施工管理者の住民票の写し

(9)　小規模特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書

(10)　小規模特定事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水図

(11)　土砂等埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書

(12)　埋立て等をする土砂等の予定容量計算書

(13)　条例第８条第２号の定める技術上の基準にしたがって、土砂等による埋立て等の構造の安定計算(以下「安定計算」という。)を行うときは、当該安定計算を記載した書面

(14)　擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画及び構造計算を記載した書面(応力算定及び断面算定を記載した書面を含む。)

(15)　雨水等を適切に排水しなければ埋立て等をした土砂等が流出し、又は崩落による災害が発生するおそれがある場合にあっては、当該小規模特定事業区域における排水施設の構造計画図並びに流出量算定及び排水断面算定を記載した書面

(16)　法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、小規模特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類

(17)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(許可の基準)

第８条　条例第８条第２号の規則で定める技術上の基準は、別表第２のとおりとする。

２　条例第８条第３号の土地の所有者の承認は、小規模特定事業に係る土地所有者の承認書(様式第３号)により行うものとする。

(変更の許可の申請等)

第９条　条例第９条第１項本文の規定による変更の許可を受けようとする者は、小規模特定事業変更許可申請書(様式第４号)に第７条第３項各号に掲げる書面のうち変更に係る事項に関するものを添えて、町長に提出しなければならない。

２　条例第９条第１項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1)　小規模特定事業の期間の変更(当該期間を短縮させるものに限る。)

(2)　条例第７条第２項第６号の小規模特定事業区域に搬入する土砂等の数量の変更（当該土砂等の数量を減少させるものに限る。）

(3)　施工計画の変更（前２号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）

３　条例第９条第２項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2)　変更の内容及びその理由

(3)　前２号に掲げるもののほか、町長が定める事項

４　条例第９条第３項の規定による届出は、小規模特定事業軽微変更届出書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1)　申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合にあっては、住民票の写し

(2)　法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合（代表者の氏名の変更については、次号に規定する場合を除く。）にあっては、法人の登記事項証明書

(3)　法人の役員が新たに就任した場合にあっては、法人の登記事項証明書及び当該役員の住民票の写し

（土砂等の搬入の事前届出）

第 10 条　条例第 10 条第１項の規則で定める土砂等の数量は、1,000 立方メートルとする。

２　条例第 10 条第１項の規定による届出は、土砂等搬入届出書（様式第６号）を提出して行うものとする。

３　条例第 10 条第２項の規則で定める小規模特定事業区域に搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出する場所から排出された土砂等であること及び当該土砂等の性状が基準に適合していることを証する書面は、土砂等を排出する場所の管理者が発行する土砂等排出元証明書（様式第７号）によるものとする。

４　条例第 10 条第２項の規則で定める小規模特定事業区域に搬入しようとする土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面は、搬入しようとする土砂等の土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真、検体試料採取調書（様式第８号）並びに計量士（計量法（平成４年法律第 51 号）第 122 条第１項の規定により登録された者であって、計量法施行規則（平成５年通商産業省令第 69 号）第 50 条第１号に規定する環境計量士（濃度関係）であるものに限る。第 18 条第１項第２号において同じ。）が発行した土壌検査証明書（様式第９号。第 18 条第１項第１号において単に「土壌検査証明書」という。）とする。

５　前項の搬入しようとする土砂等の土壌検査は、別表第１の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うものとする。

６　条例第 10 条第２項第２号の規則で定める法令等は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　採石法

(2)　砂利採取法

7　条例第10条第2項第2号の規則で定める法令等の規定に基づき採取された土砂等であることを証する書面は、土砂等に係る売渡し・譲渡証明書(様式第10号)又はこれに準ずる書面とする。

(土砂等の性状の基準)

第11条　条例第10条第3項第2号の規則で定める基準は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1上欄に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土(これらにセメント、石灰等を混合し、化学的安定処理をしたものを除く。)に該当する性状であるものとする。

(小規模特定事業の完了等の手続)

第12条　条例第11条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出して行うものとする。

(1)　小規模特定事業を完了したとき　小規模特定事業完了届出書(様式第11号)

(2)　小規模特定事業を廃止し、又は休止したとき　小規模特定事業廃止(休止)届出書(様式第12号)

(3)　休止した小規模特定事業を再開しようとするとき　小規模特定事業再開届出書(様式第13号)

2　前項第1号及び第2号の届出書には、小規模特定事業区域の出来形に関する図面(前項第2号の届出書にあっては、小規模特定事業区域以外の区域への土砂等の飛散及び流出並びに崩落による災害の発生を防止するために必要な措置に関する図面を含む。)を添えなければならない。

(地位の承継の届出等)

第13条　条例第12条第2項の規定による届出は、小規模特定事業地位承継届出書(様式第14号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1)　承継した者が個人である場合にあっては、次のイからニまでに掲げる書類

イ　被相続人との続柄を証する書類

ロ　第7条第3項第4号に掲げる書類

ハ　第7条第3項第16号に掲げる書類(条例第7条第3項(条例第9条第6項において準用する場合を含む。)の規定により既に提出されたものを除く。)

ニ　その他町長が必要と認める書類

(2)　承継した者が法人である場合にあっては、次のイからホまでに掲げる書類

イ　合併契約書又は分割契約書の写し

ロ　吸収合併又は吸収分割により小規模特定事業の全部を承継した法人にあっては、第7条第3項第5号に掲げる書類及び現に行っている事業の概要を説明する書類

ハ　新設合併又は新設分割により設立した法人にあっては、第7条第3項第5号に掲げる書類

ニ　前号ハに掲げる書類

ホ　その他町長が必要と認める書類

（小規模特定事業に係る標識の掲示）

第 14 条　条例第 14 条第 1 項の標識は、小規模特定事業に関する標識（様式第 15 号）によるものとする。

2　条例第 14 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)　許可を受けた年月日及び許可の番号

(2)　埋立て等の目的

(3)　小規模特定事業を行う場所の所在地

(4)　小規模特定事業を行う者の住所、氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）及び電話番号

(5)　小規模特定事業の期間

(6)　小規模特定事業区域の面積

(7)　土砂等の排出の場所及び搬入予定数量

(8)　施工管理者の氏名

（帳簿の記載）

第 15 条　条例第 15 条第 1 項の規定による帳簿の記載は、小規模特定事業施工管理台帳（様式第 16 号）により毎日行うものとする。

2　条例第 15 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　小規模特定事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称

(2)　小規模特定事業区域の位置及び面積

(3)　土砂等埋立て等区域の位置及び面積

(4)　記録者の氏名

(5)　土砂等の搬入時刻

(6)　搬入車両の登録番号

(7)　土砂等を運搬した者の氏名又は法人の名称

(8)　搬入車両の運転者の氏名

(9)　搬入した土砂等の数量

(10)　土砂等の積込み場所

(11)　施工作業の内容

3　条例第 15 条第 2 項の規定による報告は、条例第 7 条第 1 項の許可を受けた日（再開したときは、再開した日。以下この項において同じ。）から 3 月ごと（月の中途において当該許可を受けたとき（再開したときは、再開したとき。）は、当該許可を受けた日の属する月を 1 月とみなす。）に遅滞なく、小規模特定事業施工状況報告書（様式第 17 号）に当該期間の小規模特定事業施工管理台帳の写しを添えて行うものとする。

（小規模特定事業区域内土壌検査）

第 16 条　小規模特定事業の許可を受けた者は、次の各号に掲げる日から起算して 6 月を経過する日又は次の各号に掲げる日から計算して小規模特定事業区域に搬入した土砂等の数量が 1,000 立方メートルを超える日のいずれか早い日（以下「検査基準日」という。）をもって、条例第 16 条第 1 項に規定する土壌検査（小規模特定事業区域から排出される水があ

る場合の当該排出される水の検査を除く。以下「小規模特定事業区域内土壌検査」という。)を行う義務を負うものとする。

(1)　小規模特定事業区域へ土砂等の搬入を開始した日

(2)　前回の検査基準日

2　小規模特定事業の許可を受けた者は、小規模特定事業を完了し、廃止し、若しくは休止したとき、若しくは小規模特定事業の期間が満了したとき、又は小規模特定事業の許可の取消しを受けたときは、前項の規定にかかわらず、それらの日をもって、小規模特定事業区域内土壌検査を行う義務を負うものとする。

3　小規模特定事業区域内土壌検査のための試料は、町長の指定する職員の立会いの上、これを採取しなければならない。

4　小規模特定事業区域内土壌検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1)　小規模特定事業区域内土壌検査のための試料とする土砂等の採取は、土砂等埋立て等区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間地点4地点)の土壌について行うこと。

(2)　前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取する地点において等量とし、採取後混合し、1つの試料とすること。

(3)　小規模特定事業区域内土壌検査は、前号の規定により作成された試料について、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

(水質検査)

第17条　条例第16条第1項に規定する排出される水の検査(以下「水質検査」という。)については、前条第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、同条第1項中「土壌検査(小規模特定事業区域から排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。以下「小規模特定事業区域内土壌検査」という。)」とあるのは「排出される水の検査(以下この条において「水質検査」という。)」と、同条第2項及び第3項中「小規模特定事業区域内土壌検査」とあるのは「水質検査」と読み替えるものとする。

2　水質検査は、前項の規定により読み替えて準用する前条第3項の規定により採取した試料について、それぞれ別表第3の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うものとする。

(小規模特定事業区域内土壌検査及び水質検査の報告)

第18条　条例第16条第1項の規定による報告は、小規模特定事業区域内土壌検査等報告書(様式第18号)に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて行うものとする。

(1)　小規模特定事業区域内土壌検査　当該小規模特定事業区域内土壌検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第16条第3項の規定により採取した試料の検体試料採取調書及び土壌検査証明書

(2)　水質検査　当該水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに前条第1項の規定により読み替えて準用する第16条第3項の規定により採取した試料ごとの検体試料採取調書及び計量士が発行した水質検査証明書(様式第19号)

2　条例第16条第1項の規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)　第16条第1項の規定により行う小規模特定事業区域内土壌検査又は前条第1項の規定により読み替えて準用する第16条第1項の規定により行う水質検査　第16条第1項各号に該当する日から1月を経過する日

(2)　第16条第2項の規定により行う小規模特定事業区域内土壌検査又前条第1項の規定により読み替えて準用する第16条第2項の規定により行う水質検査　町長の定める日

(書類の備置き等)

第19条　条例第17条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

(1)　第9条第4項に規定する小規模特定事業軽微変更届出書の写し

(2)　第10条第2項に規定する土砂等搬入届出書及びその添付書類の写し

(3)　前条第1項に規定する小規模特定事業区域内土壌検査等報告書及びその添付書類の写し

(車両の表示)

第20条　条例第18条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨

(2)　小規模特定事業区域の所在地(小規模特定事業区域の所在地の全てを記載することができないときは、当該小規模特定事業区域を代表する所在地)

(3)　小規模特定事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称

(4)　小規模特定事業の許可番号

(5)　小規模特定事業区域に土砂等を運搬する者の氏名又は法人の名称

(身分証明書)

第21条　条例第23条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第20号)によるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条、第10条、第16条関係)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0102の55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本工業規格K0102の38に定める方法(日本工業規格K0102の38・

		１・１に定める方法を除く。）
有機燐	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号。以下「昭和 49 年環境庁告示第 64 号」という。）付表１に掲げる方法又は日本工業規格Ｋ0102 の 31・１に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表２に掲げる方法）
鉛	検液１リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本工業規格Ｋ0102 の 54 に定める方法
六価クロム	検液１リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	日本工業規格Ｋ0102 の 65・２に定める方法
砒(ひ)素	検液１リットルにつき 0.01 ミリグラム以下（埋立て等を行う場所の土地利用目的が農用地（田に限る。銅の項及び別表第３備考第２号において同じ。）である場合にあっては、検液１リットルにつき 0.01 ミリグラム以下、かつ、試料１キログラムにつき 15 ミリグラム未満）	検液中濃度に係るものにあっては日本工業規格Ｋ0102 の 61 に定める方法、農用地に係るものにあっては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒(ひ)素の量の検定の方法を定める省令（昭和 50 年総理府令第 31 号）第１条第３項及び第２条に規定する方法
総水銀	検液１リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号。以下「昭和 46 年環境庁告示

		第59号」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
ＰＣＢ	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本工業規格K0125の５・１、５・２又は５・３・２に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格K0125の５・１、５・２、５・３・１、５・４・１又は５・５に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成９年３月環境庁告示第10号。以下「平成９年３月環境庁告示第10号」という。）付表に掲げる方法
１・２－ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本工業規格K0125の５・１、５・２、５・３・１又は５・３・２に定める方法
１・１－ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本工業規格K0125の５・１、５・２又は５・３・２に定める方法

シス－１・２－ジクロロエチレン	検液１リットルにつき0.04ミリグラム以下	日本工業規格Ｋ0125の５・１、５・２又は５・３・２に定める方法
１・１・１－トリクロロエタン	検液１リットルにつき１ミリグラム以下	日本工業規格Ｋ0125の５・１、５・２、５・３・１、５・４・１又は５・５に定める方法
１・１・２－トリクロロエタン	検液１リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本工業規格Ｋ0125の５・１、５・２、５・３・１、５・４・１又は５・５に定める方法
トリクロロエチレン	検液１リットルにつき0.03ミリグラム以下	日本工業規格Ｋ0125の５・１、５・２、５・３・１、５・４・１又は５・５に定める方法
テトラクロロエチレン	検液１リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格Ｋ0125の５・１、５・２、５・３・１、５・４・１又は５・５に定める方法
１・３－ジクロロプロペン	検液１リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格Ｋ0125の５・１、５・２又は５・３・１に定める方法
チウラム	検液１リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表４に掲げる方法
シマジン	検液１リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表５の第１又は第２に掲げる方法
チオベンカルブ	検液１リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表５の第１又は第２に掲げる方法
ベンゼン	検液１リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格Ｋ0125の５・１、５・２又は５・３・２に定める方法
セレン	検液１リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格Ｋ0102の６７・２、67・３又は６７・４に定める方法

ふっ素	検液１リットルにつき0.8ミリグラム以下	日本工業規格Ｋ0102の34・１若しくは34・４に定める方法又は日本工業規格Ｋ0102の34・１ｃ）（注(６)第３文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年環境庁告示第59号付表６に掲げる方法
ほう素	検液１リットルにつき１ミリグラム以下	日本工業規格Ｋ0102の47・１、４７・３又は47・４に定める方法
１・４－ジオキサン	検液１リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表７に掲げる方法

備考　この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。

別表第２(第８条関係)

(1)　土砂等埋立て等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられること。

(2)　著しく傾斜をしている土地において、施工する前の地盤と埋立て等をされる土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられること。

(3)　土砂等による埋立て等の高さ及び法面の勾配は、次の表のとおりとする

土砂等による埋立て等の高さ	法面の勾配
15メートル超	安定計算を行い、安全が確保される勾配
15メートル以下	垂直１メートルに対する水平距離が２メートル以上の勾配
５メートル以下	垂直１メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配

(4)　擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第６条から第10条までの規定に適合すること。

(5)　土砂等による埋立て等の高さが５メートル以上である場合にあっては、土砂による

埋立て等の高さ５メートルごとに幅１メートル以上の段を設けること。

(6)　土砂等による埋立て等の完了等の後に地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないよう締固めその他の措置が講じられること。

(7)　土砂等による埋立て等の完了後の法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食から保護する措置が講じられること。

(8)　湧水の多い土地に土砂等による埋立て等を行う場合にあっては、有孔管等による排水施設を設け、雨水等を適切に排水しなければ埋立て等を行う土砂等が流出し、又は災害が発生するおそれがある場合にあっては、十分な能力及び構造を有する排水施設を設けること。

別表第３（第 17 条関係）

項目	測定方法
カドミウム	日本工業規格Ｋ0102 の 55・２、55・３又は 55・４に定める方法
全シアン	日本工業規格Ｋ0102 の 38・１・２及び 38・２に定める方法又は日本工業規格Ｋ0102 の 38・１・２及び 38・３に定める方法又は日本工業規格Ｋ0102 の 38・１・２及び 38・５に定める方法
有機燐	昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表１に掲げる方法又は日本工業規格３１・１に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表２に掲げる方法）
鉛	日本工業規格Ｋ0102 の 54 に定める方法
六価クロム	日本工業規格Ｋ0102 の 65・２に定める方法
砒素	日本工業規格Ｋ0102 の 61・２、61・３又は 61・４に定める方法
総水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付・表１に掲げる方法
アルキル水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表２に掲げる方法
ＰＣＢ	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表３に掲げる方法
銅	日本工業規格Ｋ0102 の 52・２、52・３、52・４、又は 52・５に定める方法
ジクロロメタン	日本工業規格Ｋ0125 の５・１、５・２又は５・３・２に定める方法
四塩化炭素	日本工業規格Ｋ0125 の５・１、５・２、５・３・１、５・４・１又は５・５に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	平成９年３月環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
１・２－ジクロロエタン	日本工業規格Ｋ0125 の５・１、５・２、５・３・１又は５・３・２に定める方法

１・１－ジクロロエチレン	日本工業規格Ｋ0125の５・１、５・２又は５・３・２に定める方法
シス－１・２－ジクロロエチレン	日本工業規格Ｋ0125の５・１、５・２又は５・３・２に定める方法
１・１・１－トリクロロエタン	日本工業規格Ｋ0125の５・１、５・２、５・３・１、５・４・１又は５・５に定める方法
１・１・２－トリクロロエタン	日本工業規格Ｋ0125の５・１、５・２、５・３・１、５・４・１又は５・５に定める方法
トリクロロエチレン	日本工業規格Ｋ0125の５・１、５・２、５・３・１、５・４・１又は５・５に定める方法
テトラクロロエチレン	日本工業規格Ｋ1250の５・１、５・２、５・３・１、５・４・１又は５・５に定める方法
１・３－ジクロロプロペン	日本工業規格Ｋ0125の５・１、５・２又は５・３・１に定める方法
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表４に掲げる方法
シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表５の第１又は第２に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表５の第１又は第２に掲げる方法
ベンゼン	日本工業規格Ｋ0125の５・１、５・２又は５・３・２に定める方法
セレン	日本工業規格Ｋ0102の67・２、67・３又は67・４に定める方法
ふっ素	日本工業規格Ｋ0102の34・１若しくは34・４に定める方法又は日本工業規格Ｋ0102の34・１ｃ）（注(６)第３文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年環境庁告示第95号付表６に掲げる方法
ほう素	日本工業規格Ｋ0102の47・１、47・３又は47・４に定める方法
１・４－ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号付表７に掲げる方法
水素イオン濃度	日本工業規格Ｋ0102の12・１に定める方法又は昭和49年環境庁告示第64号に定める方法

備考

１　この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。

２　この表の項目の欄中「銅」の検査は、土砂等による埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地である場合に行う。